



茨城統計九號

卷頭言

× 蘆溝橋に端を發した北支事變は、我が忍ぶべからざるを忍びたる數次の警告に對し、支那側の無反省から、果を中支、江南に及ぼし、遂に支那事變にまで擴大した。

× 事茲に至る、斷乎膺懲の聖戰を徹底せしむるのみとは近衛首相が第七十二臨時議會に聲明せるところ、皇軍の威武よく鬼畜を歴し、東洋和平を確立し、軫憐を安んじ奉れ。

× 異境にある將兵の辛酸苦闘を稽へ、支那の暴擧に興奮する事なく、一時の戰捷に酔はず、我等國民は冷靜大國民の襟度を持ち、團結協力以つて銃後の護りを堅くすべきである。

× 謹みて我が陸海軍の精銳に滿腔の感謝を捧げ、武運の永久を祈る。

時勢の進運に稽へ

統計報國に邁進せよ

茨城縣統計協會長
茨城縣總務部長

今 松 治 郎

過般の地方官異動に際し、總務部長として本縣に來任致しました處、統計協會會則の示す所に依り本會會長に就任することとなりましたので、此の機會に本誌を通じて縣下の統計事務關係者諸賢に御挨拶を申述べることが得ますことは私の寔に欣快とする所であります。

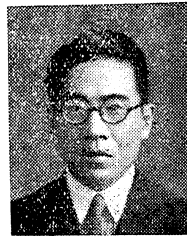
惟ふに現下我が國の情勢は、經濟不況、各種災害の後を享けて、上下一致、之が經營に專念して、國難を打開し、以て國運の伸張を期しつゝありましたが、偶々今次の北支事變勃發し、更に戰雲は中、南支に擴大するの餘儀無きに到り、益々緊迫の度を加へつつあるのでありますから更に一層非常の覺悟を要すべきや勿論でありまして、産業に、經濟に有效適切の施設を講じて國力を充實することこそ、刻下に於ける喫緊の要務と存ぜらるるのであります。而して是等

諸般の施設計畫の基礎資料として使用せらるる統計の使命も亦今日より大なるは無いのであります。

故に吾々統計事務關係者は克く其の緊切重要な意義を自覺し、協心戮力、益々事務の刷新改善に力を盡し、以て國運の生成發展に資せんことを期すべきであります。

幸に本縣に於ける統計事務は急速なる發展を見、今や統計先進縣を以て目せらるるに至りましたことは、洵に御同慶に堪へぬ所でありまして、縣下四千の統計調査員並に各市町村統計主任の勞苦に深甚の謝意を表する次第であります。

併し乍ら、新たなる統計に對する社會要望は愈々切實となり、就中國民生活と密接の關係に在る家計調査、國民體位向上を目的とする國民保健衛生統計等、或は既に實施せられ、又は近く實施されんとして居るのであります。今後統計關係者の事務負擔も益々増大し、其の責任も重大を加ふることは明なる事實でありますから、各關係者は時勢の進運に稽へ、本誌を機關として益々聯絡を密にし、統計報國の信念を以て調査の完璧を期し、非常時打開の鍵たらしめんことを切望する次第であります。



官計統畑長

耕地統計論

[6]

農林省統計官 長畑健二

第八節 本邦耕地統計の信頼性及正確性

私は前數節に亘つて耕地大量とは如何なるものであるか、又其の部分大量には如何なるものがあるか等に就いて述べ、更に耕地大量の把握の方法に就いての若干の注意すべき點を述べて來たのであるが、本節に於ては現實に我邦に於て耕地統計として調査公表せられて居る諸統計を拉し來つて、之を二つの觀點から批判して見様と思ふ。

其の一は現今の耕地統計に關する概念規定がどの程度まで客觀的存在たる耕地大量を反映する様に規定されて居るかといふ觀點に立つての批判であり、他の一は耕地統計に盛られて居る數字が其の表はさんとする目的物を漏すことなく、重複することなく、即ち誤なく正確に把握して居るかどうかと云ふことを吟味して見様と思ふのである。前者は耕地統計の信頼性の問題であり、後者は耕地統計の正確性の問題である。

而して茲に批判、吟味の對象となる耕地統計は次の如きものである。

一 農林省統計様式中

第一 耕地面積

備考	計	畑	田	現在		年末		増	減	計	他						
				段	段	段	段										
				開墾	埋立及干拓	復舊	荒地	變換	計	地宅並工敷地	道路、鐵道、軌道、河川及水路敷地	荒地	地類及變換	計	增	減	計

(注意)

- 一、土地臺帳面ノ地目面積ノ如何ニ拘ラズ實際ノ面積ニ付調査スベシ
- 二、耕地ニハ蓮根、慈姑、芹等ヲ栽培シタル場所ト雖水田トシテ利用シ得ベキモノナレバ田トシテ計算シ燒畑切替畑等ハ畑トシテ計算スベシ、耕作道路、水路等ハ耕地面積ニ包含セザルモ畦畔ハ之ヲ算入スベキモノトス
- 三、擴張トハ耕地ニアラザル土地ヲ耕地ト爲スコトヲ謂ヒ、潰廢トハ耕地ガ耕地ニアラザル土地トナルコトヲ謂フ
- 四、開墾トハ山林、原野、牧場、池沼又ハ雜種地ヲ耕地ト爲スコトヲ謂フ
- 五、埋立及干拓トハ湖海其ノ他ノ公有水面ヲ埋立テ又ハ干拓シテ耕地ト爲スコトヲ謂フ
- 六、荒地トハ耕地ガ山崩、川欠其ノ他天災ニ因リ耕地ニアラザル土地ト爲ルコトヲ謂ヒ、荒地復舊トハ之ヲ耕地ニ復舊スルコトヲ謂フ

地又は農家に就いて調査事務を行ひ得べき期間は之を八月十一日より九月二十日迄とし、調査期日たる九月一日前二十一日間を準備調査に、九月一日以後二十一日間を實地調査事務執行の期間に充てた。

調査の範圍 農家の經營する耕地に付調査し、學校試驗場其の他農家に非ざる者の經營する耕地も亦農家の經營する耕地に準じて調査した。

調査の事項 調査事項は左の如くである。

- 一、地 番
- 二、種類(田、普通畑、桑畑、茶畑、果樹畑、其の他の樹木灌木栽培畑の別)
- 三、面積
- 四、經營農家世帯主の住所氏名
- 五、自作地小作地の別

調査の機關 市町村に農業調査員を置くこととし、各市町村の情況に依り其の區域を適當の調査區に分割して一調査區に一人又は二人の農業調査員を配置し、調査事務の執行に當らしめた。尙必要に應じ府縣又は府縣支廳に農業調査指導員を置き、調査事務の執行を指導せしめたのである。

農業調査指導員及農業調査員は府縣知事の推薦に依り内閣に於て之を任命した。

調査の方法 調査手續は之を準備調査と實地調査とに分つた。準備調査として調査期日前二十一日間に農業調査員は市町村備付の字限繪圖其の他適當なる地圖に基き擔當調査區の耕地圖を作成すると共に土地臺帳若は之に代るべき公簿に依り耕地各筆の地番、地目、段別及所有者の氏名等を耕地票用紙に記入する外、擔當調査區内の耕地の豫備的踏査を行ふ等の事務を執行し、更に九月一日以後二十日間に於て實地調査として實地耕地に就き耕地圖耕地票用紙の豫備的記入又は豫備的踏査等を參考として各筆毎に調査事項を調査し、其の結果を夫々耕地票用紙

の實地調査欄に記入した。實地耕地に就いて調査したのみでは明でない事項は當該耕地の關係者に就いて之を調査したのである。尙此の實地調査が總て九月一日現在の事實に依つて行はれたことは勿論である。

一、信頼性の問題

私は前數節に亘つて耕地の大量觀察に就いての若干の問題を取扱つて來た積りであるから、此等の點を注意深く讀まれた諸君に取つては既に本問題は或る程度迄解決されて居るものと思はるゝが本問題は重要なものであるから茲に改めて再検討を試みることにす。従つて若干重複する部分がないとも限らない。

(イ) 農林省統計様式中耕地面積表

本調査は他の農林省統計と同様所謂表式調査であるから、此の様式を觀察して、之に依つて此の調査に於ける大量觀察の四要素の規定を闡明し、之を批判することは困難な事である。然し一面に於て耕地大量の調査を斯くの如き所謂表式調査に委していゝものであるかどうか、先づ問題とされねばならぬであらう。此の點は農會調査に於ける耕地統計にも當倣まることである、所謂表式調査は大量觀察代用法とさへ見得るのであるから、此の中から正規の大量觀察の要素を完全に發見することは困難なのが當然とも見得る。而して農林省統計並に農事統計の耕地調査が、斯くの如き表式調査であると云ふ點は、本統計の信頼性に多大に關係を有することを知らねばならぬ。

即ち本統計は表式調査に據れる結果、第一には本統計に於ける單位の規定は甚だ曖昧であるといふことである。「統計が社會的集團を語る數字である」からには、統計が捉へんとする社會的集團が何物であるかは明瞭になつてゐなければならぬ事は申す迄もない。而して本邦に於ける耕地大量の構成單位は、理論上如何なるものであるべきかに就ては既に第三節に於て述べた所であるから、今更之を繰返すの煩を避けるが、兎に角大量觀察を行ふに當つては、先づ其の單位の規定がなくては之を數へるにしろ、或は測るにしろ、全く手が付けられない。耕地大量の觀察といふことは、島や國の面積を測量したり、湖水の面積を測量したりすることゝは全く其の根本趣旨を異にする

ものである。島の面積を測るに付ては測量上の単位、例へば方里又は方料といふ様なもの以外に何物もあり得ないのである。蓋し島の面積は集團でも何でもないのであるから、當然のことである。

人々は耕地大量の大きさを表現する場合に之を面積を以て言ひ現はすからといふて、同じ様に面積を以て表現する湖水の大きさ、島の大きさなどの場合と同様に之を考へるならば、それは耕地の社會的集團としての特徴を無視するものであることを知らねばならぬ。島の面積を測ることも耕地の面積を測ることも、共に測量であつて、其の間に何の區別もない。島の面積を測ることが決して統計調査でないと同じ様に、單に耕地の面積を測ることは統計調査ではない。

自然に存在する土地と考へず、社會の産物としての耕地を考へ、更に之を集團として考へ、此の集團としての耕地の大きさを問題にする時、茲に始めて耕地の統計調査が生まれるのである。集團としての耕地には其處に自ら其れを構成する單位がなくてはならない。單位のない集團といふことは其れ自身矛盾である。然るに農林省統計に於ける耕地面積表の調査規定からは、本調査に於ける耕地統計の單位が何であるかを知ることが甚だ困難なのである。

耕地統計に於ける單位が何であるかを明瞭にせずして、單位觀察を正確にせよと云ふたとて出来るものでない。假に一步を譲つて本調査に於ては、斯くの如き嚴密なる意味の大量觀察を要求するものでなく、所謂大量觀察代用法程度のもので満足すべきものであるとした所が、代用法の適用さるゝ客體たる耕地大量が明瞭に規定されて居らなくては、折角の代用法も相手のない角力と等しく、適用の方法がない。尤も極めて之を善意に解釋して農林省統計様式に於ける耕地面積表は耕地大量の存在の場所(市町村又は府縣等)に依り區分せられたる部分大量の觀察の結果を整理集計すべき形式を示したものに過ぎないのであつて、此の表の前提には勿論各單位の觀察といふことがなければならぬ譯であるが、之は當然のことであり、又單位觀察の方法に就いて迄國は干渉する意志はなく、此の點は市町村統計機關に一任したのだと云ふことにすれば、一見首肯に値する様ではあるけれども、之は統計の何物な

るかを充分理解せざる俗論としか考へられない。

市町村統計機關の熱意と努力を認める點に於て、吾人と雖も決して人後に落ちるものではないが、單に市町村統計機關の熱意と努力とのみに依つて、大量觀察が遂行せらるゝものとは考へられぬ。若し單に熱意と努力さへあれば大量觀察は出來ると考へる者ありとすれば、それは餘りにも大量觀察の技術を輕視したものと謂はねばならぬ。現在の農林統計全般に亘つて、大量觀察法の技術を輕視した傾向なしと誰が斷言し得やう。

話が少し中心から外れたから再び之を元に返さうと思ふが、之を要するに「耕地面積表」に表示せられて居る耕地統計には、耕地大量の觀察に必要な單位の規定が等閑に付せられて居るが故に、本統計の信頼性は此の點に於て根本的に損はれて居るといふことである。

更に本調査に於ては耕地の標識として田、畑別を調査して居るのであるが、この田畑の區別が前にも述べた様に社會通念上必ずしも明瞭でないに拘らず、之を殆んど其の儘にして、之をも觀察者の主觀に一任してある點を注意せねばならぬ。同表注意第二號には「蓮根、慈姑、芹等ヲ栽培シタル場所ト雖水田トシテ利用シ得ベキモノナレバ田トシテ計算シ焼畑、切替畑等ハ畑トシテ計算スベシ」と例示的に田畑を規定して居る。之に依つて田とは何ぞや又畑とは何ぞやと云ふ様な概念的なことがわからない事は勿論であるが、そんな事は兎も角、調査つの實際に當て疑義がなければ、それで調査規定としては満足せねばならぬのであるから、右の様な例示的な規定が、例示的なるが故に悪いといふ様なことは決してない。要は右の程度の規定で調査の實行に支障がないかどうかである。又個人々々は適當に自己の主觀で判斷するから、別段に支障はないにしても、其の場合各個人の主觀的判斷の結果に著しき相違がないかどうかである。大部分の耕地に就いては各人の常識的主觀に訴へても、田畑の區別は一致すること疑ひない。甲の見て田とする所は乙も丙も之を田とするであらうし、乙の畑とする所は甲が見ても丙が見ても、之を畑とするであらう。田畑の區別の主觀の岐るゝ所は、全耕地の極めて僅少の部分に過ぎないであらうことは充分

に推察される。斯る僅少な部分が、観る者の主観の相違に依つて、其の取扱を異にすることがあるとしても、大勢に影響する所は極めて僅少であるからして、斯る僅少な部分の爲に、態々田とは何であるか、畑とは何であるかなど、神經質になつて騒ぎ立てる必要はないではないかと云へば、それ迄であるが、この議論は飽く迄便宜主義の議論であつて、決して之に依つて耕地の標識としての田畑の規定がなくても宜敷いと云ふことにはならない。耕地の動大量としての年内移動は、之を數多の標識によつて部分大量に區分して居るのであるが、この各標識に就ては夫々規定する所があるから、之を基準にして觀察を行ふことが出来るであらうから、之に就ては別に述べることもなす。

(口) 農事統計表中第一號表、第二號表、第三號表、農林省統計表中、耕地面積表に就いて述べた單位の規定の問題、標識の規定の問題は茲にも準用されて、本統計は右の二點に關し其の信頼性を甚だしく損はれて居るものと云ふことが出来る。

第一號表中に於ける一毛作田地及二毛作田地に就ては社會一般が右の言葉の内容を色々に使つて居る(第四節參照)點に鑑み、本調査に於ては過去一年間の利用の事實を基準として、一毛作とは一年中に一回植付けたるもの、二毛以上作とは一年中に二回以上別種の作物を作付けたるものと規定してあるのであつて、此の結果は耕地の屬性としての一毛作田地、二毛作田地とは必ずしも一致せぬものではあるが、これは又これとして社會的意義を有するものであるから、此の點に於ては本調査の取扱は充分意義あるものと謂はねばならぬ。

唯一毛作田地中の「桑樹果樹其の他樹木を植付けたるもの」の意味は甚だしく曖昧で、誤り易い。一毛作の意味を「一年中に一回植付けたるもの」とする限り桑樹、果樹其の他の樹木の場合に於ても同様に考へて、其の年の始めに於て田であつた土地に其の年の中途に新に右の樹木を植付けたものを一毛作と見做して之を本項に於て調査するのだとし、従つて斯る土地は年末現在に於ては既に利用の本旨が變更されたものと見て之を畑として取扱ひ、第三號

表の田畑の部に計上せらるべき土地なりとする解釋も必ずしも立たぬことではないと思ふし、又現に農林省は斯く解釋して居るのであるが、この解釋は必ずしも調査の衝に當る各農會に徹底して居らぬ様である。即ち右の様に「桑樹果樹其の他樹木を植付けたるもの」といふ意味を其の年ごとに植付けたものと解する限り、其の段別は毎年極めて僅少なるべきことが豫想されるのである。それは、耕地移動表に依ると毎年田より畑に轉換される土地といふものは、最近年に三四千町歩に過ぎないのに、農事統計に於ける桑樹果樹其の他樹木を植付けたるもの(之は田より畑に轉換されたもの、一である)が三四萬町歩もあつて前者の十倍にもなつてゐると云ふことは甚だ不合理なことで、これは農事統計の方に意味を取ちがへて調査を行つて居るものがあるからである。

即ち「桑樹果樹其の他樹木を植付けたるもの」とあるを、現に田の形態を持つてゐる土地であつて、桑樹果樹其の他の樹木を植付けてあるものと解釋して調査を行つて居るものがあるからである。之などは其の調査事項の規定が明確性を缺くことに因る誤であつて、本統計の信頼性は此の點に於て零と謂ふても過言ではあるまい。

更に第三號自作田畑及小作田畑の各段別表に於て自作田畑、小作田畑の調査を命じながら自作地、小作地の規定を設けてない事は、田及畑の規定を設けざりし以上に、本調査の信頼性を損へるものと謂はねばならぬ。何とならば、自作小作の別は、田畑の別よりも一層其の内容が複雑であつて、各人の主観に放任したのでは、統一を欠く點が多いからである。

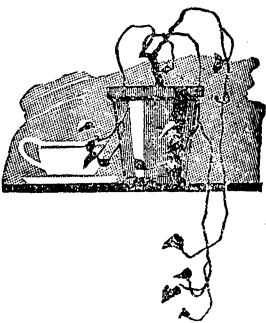
(ハ) 昭和四年農業調査

本調査は耕地センサスと世人が呼んで居る様に、我國に於ては從來にない組織的な、完備した調査であつて、其の大量觀察上の諸規定も非常によく整つて居り、到底農林省統計の耕地面積、農事統計の耕地關係諸統計の比ではない。元來昭和四年の農業調査が從來の耕地統計の信頼性と正確性とに嫌らずして、茲に信據するに足る耕地統計を作成せんことを念願として生れたものであることを考へるならば、右の事實は當然のこととも謂はれる。従つて

農業調査に於ては、從來の耕地統計に缺けて居たと思はるゝ諸點が、充分に補はれて居る。一例を挙げれば、從來の耕地統計（これは當然農林省統計、農事統計を指す）に於て閑却されて居た耕地單位の規定、調査標識に關する明確なる規定等が本農業調査に際しては、相當綿密に規定せられて居るのである。此の點を詳述することは紙數の關係上差控へるが、熱心なる讀者は昭和四年農業調査に關する諸法令、調査員必携、質疑應答集等に就いて研究せられんことを望むが、斷片的には前數節の記述の中に此の點に觸れた所が往々あるからして、讀者は記憶を茲に呼び起して戴きたい。

寄贈圖書

- | | | | |
|----------------|-----------|----------------|---------|
| 統計界 六月號 | 岩手縣統計協會 | チエツコスロバキヤ國家防衛法 | 資源局 |
| 昭昭和十年朝鮮國勢調査報告 | 朝鮮總督府 | 昭和十年朝鮮の人口統計 | 朝鮮總督府 |
| 昭和十二年版沖繩縣勢要覽 | 沖繩縣總務部 | 北海道統計 第五十號 | 北海道統計協會 |
| 第四十六回北海道廳統計書 | 北海道廳 | 統計集誌 六百七十二號 | 東京統計協會 |
| 昭和十年山梨縣統計書 | 山梨統計課 | 統計 | 高知縣統計協會 |
| トウケイ 四月 | 鳥取縣統計協會 | 統計 | 千葉縣統計協會 |
| 昭和十年鳥取縣統計書 | 全 上 | 調査月報 六號 | 朝鮮總督府 |
| 全 埼玉縣統計書 | 埼玉縣 | 統計時報 六九號 | 內閣統計局 |
| 綿織物月報 五月分 | 商工大臣官房統計課 | 浪華の鏡 七月號 | 大阪府統計協會 |
| 昭和十年國勢調査報告 愛知縣 | 內閣統計局 | 昭和十年一産業務統計要覽 | 日本放送協會 |
| 全 人口動態統計記述編 | 全 上 | 昭和十年奈良縣統計書 | 奈良縣統計課 |
| 全 京都府統計書 | 京都府 | いしずゑ 七月號 | 福岡縣統計協會 |



工場統計より觀た我國工業の趨勢 [下]

商工省統計官 川澄已知雄

(四)生産額 昭和十年に於ける生産額は百八億三千六百萬圓餘であつて、之を前年の九十三億九千萬圓餘に比較すると一五、五%の著しい増加を示して居る。

過去に於ける生産額増減の趨勢を通過するに、大正三年に於ては僅に十三億四千六百萬圓餘を示したに過ぎなかつたものが、大正八年に於ては六十六億七千萬圓餘に達するの躍進を示した。これは言ふ迄もなく、我國の工業界が歐洲大戰の影響を受けて著しい活況を呈した爲に外ならない。然し乍ら其の後經濟界は反動期に入つて漸次不況となり、之に連れて工業生産額も漸減の傾向を示し、大正十一年には五十五億九千九百萬圓餘となつたが、此處で再び漸増の傾向を現はし、昭和元年に至つて七十億百萬圓餘に上り、大正八年の生産額を凌駕する様になり、昭和三年には七十二億五百萬圓餘の生産額を見るに至つた。昭和四年も引續き増加したが昭和五年に及んで我國の工業界も世界的不況と物價の急激な低落とに依つて其の生産額が五十九億六千二百萬圓餘となり、大正九年の五十九億八千五百萬圓餘と殆ど大差なきに至り、昭和六年には更に五十一億七千四百萬圓餘と引續き低落し、昭和三年の生産額に比し二十億三千萬圓餘の激落を示すに至つた。此の趨勢は昭和七年に及んで漸く回復の徴を見せ、其の後引續き累増し、昭和八年には其の生産額七十八億七千百萬圓餘となり、昭和九年の九十三億九千萬圓餘を経て、十年

に至つて遂に百億圓を突破することゝなつたのである。(左表参照)

年次	生産額	年次	生産額
大正三年	一,三四六,三五三,三〇〇	昭和五年	五,九六二,八〇〇,四〇一
大正八年	六,六七〇,九三三,四八八	昭和六年	五,一七四,七〇八,九七〇
大正十一年	五,五九七,三三三,五八八	昭和七年	五,九六一,四六九,四三三
大正十三年	六,五七〇,四〇〇,〇七一	昭和八年	七,七七一,三五四,四九九
昭和元年	七,〇〇一,三五五,七〇一	昭和九年	九,三九〇,〇〇〇,三三四
昭和三年	七,二〇五,五三三,三三四	昭和十年	一〇,八八六,八四四,三三〇

今昭和十年に於ける生産額を工業別及主なる道府縣別に表示すると次の様になる。

(1) 工業別生産額	
紡織工業	三,三五五,五五四,一六八
機械器具工業	一,四六一,五五九,八五六
化學工業	一,八三三,八八八,三四〇
印刷及製本業	三三三,九三三,三六三
※「ガス」及電氣業	三三,〇七〇,一五六
計	一〇,八八六,八四四,三三〇
金屬工業	一,八八一,七四三,六四〇
窯業	二八四,一六六,三〇三
製材及木製品工業	二四八,六九九,〇一〇
食料品工業	一,二六八,四七九,一七〇
其ノ他ノ工業	三八一,七八三,二四九

(註) 「ガス」及電氣に付ては數量のみの調査である。※印欄の價額は「ガス」及電氣業に於ける副産品の價額である。

(2) 道府縣別生産額

大阪	一,八四八,二四七,六〇〇	東京	一,五五六,六三二,九八八
兵庫	一,〇〇一,四二二,二二八	福岡	八九一,六〇〇,七七一
愛知	八三三,四九二,六五四	神奈川	七〇三,七九九,六三三
北海道	二八三,八七〇,九〇一	静岡岡	二八二,五五六,〇七五
京都	三五六,八八九,七五四	岡山	一八二,二〇四,三〇四

(五)原料及材料總使用額 昭和十年に於ける生産額百八億三千六百萬圓餘に對し、之に使用せられた原料及材料の總使用額は六十七億二千五百萬圓餘であつて、其の差額は四十一億一千百萬圓である。之を前年の原料及材料總使用額五十七億四千六百萬圓餘に比較すると、九億七千九百萬圓餘(一七%)の増加に當つて居る。茲に昭和十年に於ける原料及材料總使用額を工業別に表示すると次の様になる。

紡織工業	二,五七〇,三五五,三三四	金屬工業	一,三〇〇,八三三,〇三三
機械器具工業	五八八,四九五,〇四〇	窯業	二六六,六六八,六六八
化學工業	一,〇三八,一三三,一五〇	製材及木製品工業	一七六,六五五,一四三
印刷及製本業	一一一,七二二,六三二	食料品工業	六九九,一〇〇,四五一
「ガス」及電氣業	三三,〇七〇,一五六	其ノ他ノ工業	三三九,一〇二,五六九
計	六,七五五,七九一,八五五		

(六)燃料及動力使用額 昭和十年に於て使用せられた燃料及動力の使用額を見るに「ガス」の使用量は八十五億三千九百萬立方メートルであつて、石炭、「コークス」、石油、薪、木炭等の使用額は二億四千二百萬圓餘で、電力の使用量は百三十三億四千二百萬「キロワット」時餘である。

今昭和十年に於ける燃料及動力使用額を工業別に表示すると次の様になる。

工業別	「ガス」使用量	其ノ他ノ燃料使用額	電力使用量
紡織工業	立方米 三〇、五二、二四	圓 五、三六、二〇〇	キロワット時 二、六八、七五、七四
金屬工業	七、六二、三〇、九三	五、四四、五八	三、一〇三、〇〇二、四四
機械器具工業	七、七六、八九	一六、六四、九三	七、七〇、八三、七三
窯業	五〇、九四、九七	三、五八、八四一	八、三三、四八、九九
化學工業	一四、九五、九三	五〇、二五、九五	五、三六、七三、六九
製材及木製品工業	一、六四、五〇	九一、八三三	一一、八四〇、四五
印刷及製本業	一〇、六五、一五	六四一、三六四	四一、一六、六七九
食品工業	三、六三、二八	一六、一八、〇七四	三、七五、〇〇八、〇一
「ガス」及電氣業	二、五八、四三	三、九六、八元	一、三三、〇〇六、六八
其ノ他ノ工業	三、四九、三三	二、六一、四〇	一〇五、四〇一、四一〇
計	八、三九、四八、三〇	一四、二五、九〇六	一三、三四、〇一五、四九二

(七)労働時間及賃銀 昭和十年に於ける労働時間延数は六十九億九千九百四十一萬時間餘であつて、之を前年の六十三億三百三十九萬時間餘に比較すると六億九千六百二萬時間餘(一一、〇%)の増加を示して居り又賃銀支拂總額は八億七千一百十六萬圓餘であつて、之を前年の七億七千三百八十一萬圓餘に比較すると九千七百三十五萬圓餘(一二、六%)の増加を示して居る。

茲に昭和十年に於ける労働時間延數及賃銀支拂總額を工業別に表示すると次の様になる。

工業別	労働時間延數	賃銀支拂總額
紡織工業	三、〇二、八八、七三時間	三、元、三三、七、八四圓
金屬工業	六三、九三、四三	一四、一八、八、八五
機械器具工業	一、一四、九八、七二	一三、三四一、八四九
窯業	一、四四、三〇、四一	三、七、七九、四二
化學工業	六六、〇七、四三	九〇、六四、五、七四
製材及木製品工業	一四一、〇四、三二	三、〇、九、四三
印刷及製本業	一、二、〇五、一三〇	三、七、七、八、五〇
食品工業	三三、三三、〇七	四、五、三、三、三〇
「ガス」及電氣業	三、四三、五九	七、四、六、〇、三三
其ノ他ノ工業	四六、三三、八、四三	四、七、〇、三、七、〇六
計	六、九九、四八、六元	八七、一、六、二、一、九

◇寄贈圖書

小賣物價月報	商工大臣官房統計課	建築統計月報	商工大臣官房統計課
昭和十年岡山縣統計年報	岡山縣	昭和十年神奈川縣統計書	神奈川縣
統計時報 第七號	秋田縣統計協會	山口縣統計書	山口縣
兵庫統計 第七十五號	兵庫縣統計協會	長崎縣統計書	長崎縣
第四十八回統計報告	内務大臣官房文書課	北海道統計	第五十一號
統計界	岩手縣統計協會	綿織物月報	六月分
			北海道統計協會
			商工大臣官房統計課



生計費指數に付て (1)

内閣統計局労働課長 水谷良一

此の度内閣統計局で生計費指數が編整せらるることとなり、該指數算定に必要な資料は全国各地代表の二十四市に於て本年七月以降毎月十六日現在に依つて徵集せられることとなつた。茲に生計費指數調査の趣旨、範圍、方法等の概要を記し、以て本指數利用上の参考に資することとする。

第一 總 說

一 生計費指數の觀念

生計費指數は經濟界の變動就中物價の變動が國民の實生活の上に如何なる影響を及ぼすか、其の程度、方向を測定しようとするものである。生計費を構成する主要な商品と用務との價格變動を指數と云ふ最も簡約な様式に於て総合的に表示し、之に依つて生計費其のものゝ上騰又は低落を測定しようとするのが生計費指數である。従つて生計費指數は一定の時期(基準時)に於ける生活標準を不動のものと假定し此の生活標準を其の儘維持して行くに必要とする費用が時の流れに従つて如何に變動するかを示す尺度に外ならない。

茲に注意すべきは、生計費指數が本来全然相對的な性質を有することであらう。生計費指數は單に生計費を構成する主要項目の平均的價格變動を示すに止まり、或る社會階級の現實の生活標準其のものが所謂「生存と快適との

最少限度(existence and comfort minimum)を維持して行く上に果して適當且充分なりや否やと云ふやうな價値問題なり、又一般の生活標準其のものが長年月の間に果して向上しつゝありや又は降下しつゝありや等の判断なりに付ては、別個の調査に依つて之を明かにすべきであつて、此等は何れも生計費指數の關知する範圍外に屬する。即ち生計費指數は同一生活標準内に於ける生計費變動を測定するに止まり、之を超えて生活標準其のものゝ變動の效果を含むものではない。

二 生計費指數の基礎

生計費指數は國民の多數を占める小額勤勞所得者に付て作成せられ、小賣市場に於ける此等小額所得者の購買力の變動を示すのが通例である。此の種の生計費指數の作成には先づ以て小額所得者の世帯に就いて家計調査を施行し、其の日常の消費に現れる商品や用務に對して支拂はれる費用の割合又は其の消費數量の割合を明にすることが必要である。家計調査に依つて小額所得者の生計費を構成する商品や用務の割合が判明したならば、次に此等の商品及用務の中で日常生活に主要なる地位を占め且常時豊富に供給せられる性質を有する諸項目を選び上げ、此等の項目に付て毎月價格の調査を行つて、其の變動を明にする。そして生計費構成主要項目の價格變動を此等各項目の世帯消費中に占める割合をウェイトに用ひて平均し、之に依つて生計費指數を算定するのである。かくの如く生計費指數の基礎として小額勤勞所得者の家計簿を用ふる方法を標準家計簿法(standard family budget method)と謂ふ。然るに生計費指數作成の基礎としては小額所得者の家計簿に據る方法以外に、一國全體の消費高に據る方法を採ることも可能である。即ち生産統計と輸出入統計と在庫量統計とを適當に用ひて一國全社會の一箇年間に於ける總消費高を算定し、總消費高中に占める主要財貨の各消費割合をウェイトとして生計費指數を算定する方法であつて、之を消費高累計法(aggregate consumption method)と謂ふ。後の方法に依つて作成せられる生計費指數は之を全國民的生計費指數と呼ぶことが出来るであらう。

新に生計費指數の編整を開始するに際し、前提として何より先づ指數編整の目標を如何なる人口階級に置くべきかの問題を解決する必要がある。即ち均しく生計費指數と謂ふも全國民的生計費指數又は勤勞所得階級生計費指數の何れを作成すべきかが問題となる。此の問題は之を生計費指數作成の沿革に鑑みるも、又之を其の利用價值より見るも、社會政策的施設を必要とする人口階級の生計費の變動を示すべき指數を作成するのが適切且妥當であることは多言を要しない所であつて、全國民的生計費指數と云ふが如き何れかと云へば對象の漠然たるものを作成する實益は比較的乏しいものと認められる。(註一)

(註一) 今日一國全社會の消費表に基くウェートを基礎として生計費指數を算定するのは濠洲、南阿聯邦、爪哇、祕露等の少數に止まり、爾餘の諸國は何れも小額所得者の家計簿に現れた消費をウェイトとする生計費指數を公表してゐる。

茲に於て問題の視野は狭まり、均しく勤勞所得階級の生計費の變動を示す指數を作成するとしても、其の指數は(一)勤勞所得階級全體の平均的家計に基く生計費指數を作成すべきか、(二)其の中特に勞働者のみに關する生計費指數を作成すべきか、又は(三)勞働者に關する指數と給料生活者に關する指數とを並立的に作成すべきかに歸着する。此の點に付ても勤勞所得階級全般を目標とすることは是亦指數の立脚點に統一を缺く結果となり、指數本來の目標が曖昧となる惧なしとしない。大體に於て勞働者は収入に著しい上下の懸絶がないのみならず、収入に高下がある場合にも階級全體に互つて其の消費慣習には多分の共通點のあることが認められる。従つて標準家計簿に現れる平均的消費はやがて勞働階級全體の消費を代表するものと看做しても差支なからう。然るに勤勞所得階級の他の一方の給料生活者は其の収入の幅員も廣く、又勞働者の如く階級全體を一貫して同質的な(homogeneous)消費事情に支配せられることも比較的少いものと認められる。従つて勞働者の家計と給料生活者の家計とを綜合して作成した平均的家計を基礎として勤勞所得階級全般を目標とする生計費指數を作成することは、數字の具體的利用方面

からも批難があらう。

一九二五年ジュネエヴで開催の第二回國際勞働統計家會議の決議の中に「一般ニ工業勞働者ノ消費ニ基クウェイトヲ用ヒタル指數ヲ以テ各國ノ生計費指數トスベシ」との一條項がある。これは必ずしも此の會議に依つて新に確立せられた原則ではなく、主要産業國に於ける従前からの實際慣行を見ても大體之と同一方針に則つて勞働者のみに關する指數を作成してゐる國が多いやうである。(註二)

(註二) 勞働者と給料生活者とを併せた小額勤勞所得者に付單一指數を作成する國としては北米合衆國、瑞典、墺地利等がある。又勞働者生計費指數と給料生活者生計費指數とを並立的に作成する國に白耳義、埃及、チエツコスロヴァキア、諸威等がある。之に對して英吉利、獨逸、伊太利、佛蘭西、和蘭、ルーマニア、丁抹、匈牙利、波蘭、芬蘭、愛蘭、新西蘭、英領印度、加奈陀等は何れも單一の勞働者生計費指數のみを作成してゐる。

因に從來我國に於て公表せられた生計費指數の中、大阪朝日新聞社の指數は内閣統計局公表の大正十五年乃至昭和二年家計調査に基く給料生活者及勞働者の平均的家計に現れたものをウェイトとする小額所得者全般の生計費指數である。又大阪市社會部、名古屋商工會議所及金澤商工會議所の公表する生計費指數は昭和六年以降の家計調査に於ける勞働者家計簿に基くものであつて何れも單一の勞働者生計費指數である。

次に極めて必然的事柄ではあるが、小額勤勞所得者の生計費指數は専ら都市に於ける生計上の經驗に基くものが多く、主として都市的な性質を帯びたものと云ふことが出来よう。列國の生計費指數を通覽するに、何れの指數も主として都市生活者の生計費の上下を測定するに止まり、農民其の他都市生活の圏外に在る者に付ては生計費指數は直接には何等關知する所はない。固より農民に付ても其の生活費の高下を測定する何等かの尺度が必要ではあ

らうが、これは所謂生計費指數とは別個に考究すべきであらう。

以上の考慮より内閣統計局の調査に於ては労働者に關する生計費指數を編整することを第一義的な目標とし、之を全國及各調査都市(各地方代表二十四市)別に作成することとなつてゐる。別に全國及家計調査施行都市(札幌、仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島、八幡及長崎)に付ては小額給料生活者の生計費指數をも併せ作成することとなつてゐるが、これは今日の情勢の下では給料生活者の生計費指數に對しても相當熾烈な社會的要求あるべしとの考慮から出た措置に外ならない。労働者世帯に於て支出の大部分を占める項目は其の消費割合こそ多少異つてはゐるが、給料生活者世帯に於にも支出の重要部分を占めてゐるので、労働者生計費指數作成の爲調査した項目の價格に給料生活者家計に現れる消費合をウェイトとすれば容易に給料生活者の生計費指數を編整することを得るのである。

三 生計費指數の效用

生計費指數は國民の實生活に即した政治行政の基調となり、經濟界の變動に適應した政策施設の基本資料を與ふるものである。又生計費指數は一般に小賣市場に於ける勤勞所得階級の購買力の變動を示すものであるから、雇傭條件の調整其の他に缺くべからざる準據を與へ、産業平和の確保、企業の經營等に必須の重要資料となるのである。今生計費指數の具體的利用の主なるものを擧ぐれば次の通りである。

(一) 實質賃銀又は實質給料算定の基礎となる

生計費指數を以て基準時を齊しくする名義賃銀指數又は名義給料指數を除し之に一〇〇を乗すれば、一應實質賃銀指數又は實質給料指數を算定することが可能である。之に依つて賃銀又は給料の購買力の變動を測定し、やがて勤勞階級消費力の消長に關する觀察を遂げることを得るに至るのである。

(二) 賃銀又は給料調節の合理的基礎となる

生計費指數は賃銀又は給料の調節に合理的準則を與へる。賃銀又は給料調節の目標は常に實質賃銀又は實質給料に可及的安定を保障することに在る。歐米産業國では夙に滑準法(sliding scale system)に依る賃銀調節方法が重要産業に於て採用せられ、賃銀率の更改に生計費指數を利用して労働階級を物價水準變動の影響から保護してゐることは、普く人の知る所である。例へば英吉利では雇傭主團體と労働組合との間に労働協約が取り結ばれ、此等の労働協約は滑準法に依つて一般に労働省がLabour Gazetteに公表する生計費指數の變動に應じて約三百萬の労働者の賃銀率が規則的且自動的に調節せらるべきことを約定してゐる。此等協約の中には生計費指數に五ポイントの増減ある毎に賃銀率を更改すべきことを約定するものもある。英吉利の外澳太利、白耳義、丁抹、其の他の國々に於ても滑準賃銀法は廣く採用せられてゐる。何れの場合にも其の目的する所は最小限度の摩擦を以て有効に賃銀協定を遂げんとすることに在ることは言を俟たない。

(三) 労働爭議解決の有權的基礎となる

最近十年間我國の労働爭議は作業の停止を伴ふものゝみで一年平均五百件を下らない。これは既に世界の産業界に於ても異常數であるが、累年我國の労働爭議の中約五割二分は賃銀に關する係争である。生計費指數は労働爭議に際し係争事由たる賃銀裁定の有權的標準となり、既に發生した爭議解決の上に最も有力なる資料となるのみならず、生計費指數の利用にして其の機を失せざるに於ては幾多の爭議の發生を未前に防遏するに至るべく、生計費指數は産業平和の確保に缺くべからざる安全瓣と云ふことが出来る。

(四) 國民所得實體の推移變遷を明ならしめる。

内閣統計局は大正十四年、昭和五年、昭和十年の三回に亙つて國民所得の調査を行ひ、普く社會の利用に資して來た。併し毎回の國民所得調査の施行に依つて確定せられる國民所得額は之を生計費指數と比較することに依つて出の實體的推移を明にすることを得べく、國民所得調査の累次比較に生計費指數は重要な參考資料を提供するものである。

統計模範町村視察記(十六)

非常時にぶつ、かつて

始めて知る統計の有難味

村會議場を協議會に利用して

心持の緊張と審議の慎重を期す

野口村へ行く



◆……時雍館

◆遺蹟の遠望……◆

八月十九日朝から空模様はハッキリせず蒸暑いこと夥しい。野口行のバスに乗り込んだのは茨鏡上水戸停車場前で乗客は記者の外一人、馬鹿に少ない、まるで貸切車の様ですね等と話してゐる中に谷中へ出ると乗るはく。吊革にブラ下つて居る人も腰を掛けて居る人も壽司詰といふよりは寧ろ重なり合つて居るといつた方がよい、車の中は人いきれで息苦しい。「之じやあんまりだ、斯う詰め込まれたんではやり切れない」と乗客は嘆息を放つ。渡里、飯富と沿道には途中乗車の赤旗が立つて居るが運轉手も流石に停車し様とはせず車掌は「誠に済みません後の車にお願ひ致します」と聲をかけて行く事變と舊盆の十四日とで盆と正月が一緒に來たよりまだ人の動きが多いのだ。那珂西の坂を上る頃から聚雨が來てバスの入口からハミ出した。

乗客や車掌は

野口村と稱し

現在に及んだもので其の面積は〇、六〇七八方里(一四、四二平方籽)あり、事蹟簿に記されてある野口村の地勢を再録すれば

ズブ濡れだがどうする事も出来ぬ、窓といふ窓はどれも締め切られたので車内の蒸暑い事といつたらない、がそれでも扇を使ふ譯にいけないので乗客は皆悲鳴をあげる。石塚の停留所へ着いた頃は土砂降の最中であつたが十人許り降りたので幾らかゆつくりし、やれくと思ふ間もなくまたドヤくと乗り込んで身動きも出来ない始末、日の丸の小旗を持つた一團も一隅を占據する。車が動き出すと三十前後の婦人は人いきれと蒸暑いのとガツリンの悪臭で氣持を悪くしたがやうやく人を分けて昇降口の所へ出して貰ひ雨に打たれて我慢するといふ始末。雨は阿波山を通過する頃から小降りになり御前山驛前から野口橋を渡る頃は殆んど止んだ。野口の宿へ出て火の見櫓の近くの丁字路でバスを降りホツとした。大同元年三月僧玄海によつて建立され天忍日命、道臣命、建日命を合祀する佐伯神社の石段を右にして野口村役場がある。刺を通れば統計主任西村勝太郎氏が迎へて呉れる。一体野口村は昔は大畑村、野口平村の二ヶ村に分れて居たが天保十四年大畑村が野口村に合併して現在の野口の區域となり、野口平村は分村以來沿革を有しない、明治十七年聯合戸長役場の制が設けられるに及び隣接せる野口平、門井、那賀、三美の四ヶ村を聯合せしめ一行政区となつたが明治二十二年四月町村制が實施せられてから野口、野口平、門井の三ヶ村を合併して

本村は那珂郡西部に位し水戸市を距る六里十四町、山川縈帶して天然の景勝を占む、其の一半は低地にして那珂川及び緒川の流域に沿ひ、一半は山脈連互し岡陵起伏し、南は那珂川を隔て東茨城郡に對し、御前山の勝概を望み、西は本郡長倉村に境し、東北は玉川、大場、鹽田、小瀬の四村に隣し、東西一里三丁、南北三十町余あり、縣道大宮茂木線は東より來り那珂川に沿ひて西に通じ、水戸島山線は南より來り緒川に沿ふて北に小瀬村に至る、那珂川に沿ひたる一帶の道路は古來宿驛にして交通繁く、商家櫛比し小市街を成し本村の中樞地帯たり、本村は大字野口、大字野口平、大字門井の三大字より成り、其面積九百六十二町五反一畝十六歩を有す。といふのである。面積中民有々租地は田百十八町七反歩、畑二百二十三町二反歩、宅地九萬五千五百八十六坪、山林三百六十九町二反一畝十三歩、原野七十七町三畝歩、官有地十一町七反三畝、學校敷地や水路溜池等の公有民有免租地は十町二反八畝七歩となつて居る。昭和十一年の職業別戸數は農業四百四十戸、水産業二戸、工業十戸、商業八十五戸、その他二十六戸で合計五百六十一戸あり、人口は

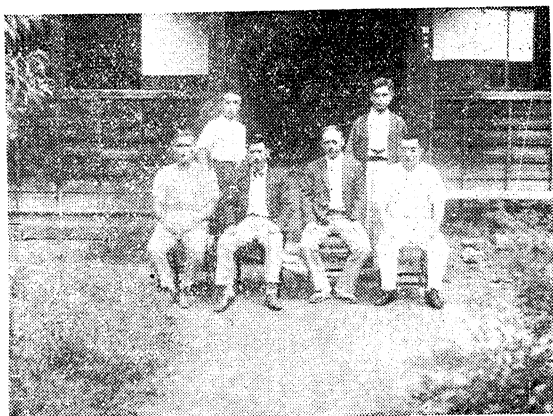
本籍人口男二千二十二、女千九百三十二、計三千九百五十四

人△出寄留人口男七百四十四人、女六百六十三人、計一千四百七十八人△入寄留人口男九十人、女九十五人、計百八十五人△現住人口男一千三百六十八人、女一千三百六十四人、計二千七百三十二人で出生は男五十八人、女六十人、計百十八人、死亡は男二十人、女三十一人、計五十七人、死産は男女各二人で計四人である。

生産は主として

農業に属するもので其の主なものを取れば

水稻梗二千三百十四石(六萬百六十四圓)
 糯二百二石(六千六百五十六圓) 陸稻梗
 七百六十石(一萬五千九百六十圓) 糯百六
 十七石(四千八圓) 米合計三千四百四十三
 石(八萬五千七百八十八圓) △大麥九百四
 石(九千五百三十八圓) 粟麥百五十八石
 (一千七百三十八圓) 小麥一千三百十四石
 (二萬一千二十四圓) 麥類合計三萬二千三
 百圓 △大豆三百八十八石(三千七百六圓) △
 小豆二十九石(五百八十圓) △粟三十二石(四百十六圓) △黍二石
 (二十六圓) 玉蜀黍五十四石(七百二圓) △蕎麥百八十石(二千六百六
 圓) △甘藷六萬三千八百五十八貫(五千九百九圓) △馬鈴薯一萬一千九



【明説眞寫】
 助記書 谷村清 小崎 石
 前記書 林清 關崎 氏
 主任書記 西村 氏
 左列後 川石 氏
 右列前 竹村 氏
 書記 太郎 氏
 収入書記 三郎 氏

百七十九貫(六百五十四圓) △菜種二十石(三百六十圓) △胡麻六石(百二十圓) △大根二萬九千二百七貫(一千七百五十二圓) △煎茶五百五十五貫(一千三百八十八圓)

此の外に養蠶も相當に行はれてゐる。即ち昭和十一年の春蠶飼養戸数は百四十一戸で白繭一千八百五瓦、黄繭四千三百二十四瓦、計六千二百二十九瓦を掃立て白繭一千五百六十七貫(七千五百一圓) 黄繭二千一百一貫(一萬三百一圓) 計三千六百七十八貫(一萬七千八百二圓) を收繭し夏秋蠶は百三十二戸の飼養戸数で五千三十一瓦の白繭種を掃立て二千九百八十八貫(一萬二千六百六十三圓) を收繭し春蠶と夏秋蠶との合計收繭高は六千六百六十六貫(三萬四百六十五圓) をあげてゐる。煙草も亦相當なもので米國種の耕作反別は二十町九反九畝二歩で耕作者百二十二人で三萬一千三百三十八圓二錢の賠償金を得、達磨種は百二十五人の耕作者で九町三反四畝二十三歩を耕し八千六百五十三圓七十一錢をあげ其の總額は三萬九千九百九十一圓七十

錢の収入を見てゐる。以上の外に伐材五百八十二石(二千三百六十八圓) 木炭一萬八千四百十俵(三千七百一圓) があり、家畜は牛六頭、馬百二頭、豚十八頭、山羊二頭あり、鶏は飼養戸數二百三十九戸で成鶏一千二百二十羽、雛七百八十九羽(八百六十三圓) 鶏卵九萬八千四百五十個(一千九百六十八圓) 鶯は二羽鶯卵七百三十二個(二十二圓) の収入を得てゐる。那珂川に沿つてゐる關係から漁業を本業とするもの四戸、副業とするもの三十七戸があり、鮭二百三十七貫(二百八十四圓) 鮎二百十三貫(六百三十九圓) 鱒七十九貫百五十八圓(其他二百五十九貫(二百五十九圓) 合計七百八十八貫(一千三百四十圓) の漁獲高をあげて居り鮎は殊に珍重されてゐる。此の外に麵類が五千三百三十九貫(二千四百七十圓) 産出されて居り之等の産業統計は勿論

統計調査員の手

よつて調査されるのであるが村豫算に現はれた統計費といふものは僅か三百十圓で十二名の調査員手當は年額十七圓で米生産統計の手當を加へても二十圓といふ少額に過ぎないのである。それで村當局としても色々考慮して調査員の優遇を志して居るが特別な優遇方法といふよりも手當の増額を圖るのが急務であるといふ見解のもとに考慮してゐるといふので近く何とかなるだらうとの事。現在の調査員は

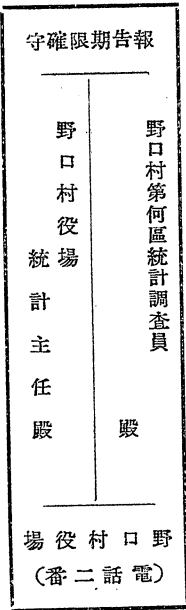
調査區	勤続年數	氏名	年齢
第一	二ケ年	軍司 正雄	三二
第二	三年五ヶ月	中崎 朔	三三
第三	三年五ヶ月	石川 廣	二八
第四	一年八ヶ月	君島 多守	二八
第五	四年四ヶ月	石崎 義雄	三四
第六	二ヶ月	皆川 一男	二二
第七	十年八ヶ月	皆川 善次郎	四四
第八	十年八ヶ月	諸澤 清	四一
第九	四ヶ月	諸澤 清嗣	二三
第十	三年四ヶ月	森戸 正雄	三六
第十一	四年七ヶ月	安藤 清市郎	三九
第十二	二年九ヶ月	石崎 一壽	三一

といふ額觸れで何れも二十才から四十前後の働き盛りで手當などは念頭におかず西村主任と勞苦を共にしてゐる。西村統計主任は昭和十年縣統計協會から表彰を受けた模範主任であるが調査員諸澤清君も亦同年に農林大臣から選彰された統計功勞者である。野口村では各種調査に當つて主任と調査員が日割を定めて指導し實地調査を行ふのであるが坪刈地の選定等には主任と當該調査員の他に他區の調査員も參列して決定し又は收穫認定を其の他の調査も殆んど各調査員が共同でやるといふ遣り方で凡て慎重に衆議により調査の完璧を期し

てゐる。従つて

調査員の會合も

屢々行はれ定期的なものは年六回以上といふ事になつてゐるが調査、記帳等に不備なものがあれば之を集めて毎月例會を催す事になつて居る。會場は勿論村役場だが調査員の心持を緊張させ協議を慎重にする爲に村會議場と同じ形式をとる事にしてあり茶菓子などは豫算の關係で粕谷助役や西村主任、書記が自腹を切つて振舞ふてゐる相だ。斯ういふ風に協議會が屢々行はれたりするので村役場と調査員間の文書往復が頻繁に行はれるので西村主任書記の考案になる通知票といふものが作られそれには開會日時、到着日時、散會豫定日時、會議要件、出缺の欄が出来て居り更に「一人の遅刻は萬人の迷惑」「更生は先づ時間から」「税は期日迄に忘れず怠らず」「お互に責務を果しませう」といふ標語が記入されて居る。通知票は模造紙百斤位の四寸に六寸位の小さなものであるが之を入れる封筒も特別に考案されたもので



立會事になつてゐる相だ。現在の野口村は今春就任した村長山西之助氏のもとに

助役粕谷傳藏氏(庶務、社寺、學事、土木、社會) 収入役皆川竹三郎(會計) 書記小林關之介(戶籍、兵事、衛生、會計) 書記西村勝太郎(統計、勸業、經濟更生、國稅事務、自作農關係) 書記石川健(縣稅事務) 書記石崎清三(各係事務補助)

といふ陣容で十二年度當初豫算は二萬二千八百十三圓で現在迄に四千四百五十一圓の追加が豫算が計上されて居るが村會は政黨政派などの色彩がなく至極圓滿に自治が運行し昭和九年度には四十萬二千三百九十二圓の負債を有して居た野口村が經濟更生計劃に従つて十二の負債整理組合を組織して百九

と印刷されて居り一々發信人や受取人を記入する厄介もいらないければ又假令紛失しても調査員が役場に届けられるといふ仕組になつて居る。此の他に調査員には圖彙や圖板・手帳印肉、鉛筆等は村役場の方で各調査員に配給して一定してあり實地調査に當つては補助簿を用ゐずに直接小票に記入する事になつてゐるので小票は他町村の様綺麗ではないが調査員の苦心其のものが小票の上に躍動して何時になつても調査當時の記憶を辿る事が出来るので西村主任は語つて居た。又粕谷助役は

今度の事變の様な時にこそ統計の有難味がはつきり認識されます平時は計數的な一般には興味が薄く稼の下の力餅の様に思はれてゐた統計がいざとなると非常に有難いものだといふ事を村民も理解して呉れました。野口村の調査員は若いものを養成指導したので皆粒揃ひです。調査員が西村主任の統率のもとに連絡打合せをするので成績抜群といふものもない代り不良もない譯です。九月からは村報を毎月一回發行し各戸に配布したいと皆川収入役が主任となつて計畫中です。

と話を引受ける。調査員が都合で辭任する時は感謝狀に金一封を贈る事になつて居り其の後任は役場で適當な者を物色し區長、村議の諒解を得て決定し

事務引繼は主任が

十三名の組合員が更生に努力した爲現在では負債額が三十六萬圓に減じ中には負債を半減した組合さへあり、十二年度には農林省から特別指定町村に指定され村經濟の前途には洋々たる望みが輝いてゐるいふ。舊水戸藩主烈公が弘化元年郷校を此の地に創立し醫學の研究所とし後に時雅館と命名して當時の高等教育を施した遺跡、彰義隊の殘黨十二名が那珂河畔に憤死した遺跡、今は只之等の遺跡によつて僅かに知られ對岸御前山の景勝によつて紹介される僻陬野口村も之を些細に検討吟味すれば多くの學ぶべく模範とすべきものを教へられ午後四時視察を終へ歸途に就いた。

(上は新任括弧内は舊)

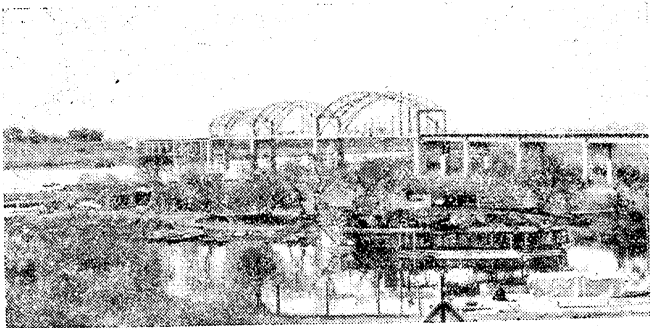
昭和十二年六月二十六日 新治郡新治村	
長谷川 長三郎 (押野 虎一)	中島 康雄 (來栖 正)
茅場 次郎兵衛 (鈴木 庄治) 學事	小林 鐵 (大曾根惣次郎)
七月三日 那珂郡菅谷村	相澤 長男 (山中 一郎)
平野 耕 (軍司 久治)	七月三十一日 稻敷郡十倉島村
高橋 武夫 (横山仁喜雄) 人口	大錄 三千治 (小倉 富次) 人口
全 水戸市	全 結城郡中結城村
山中 秀夫 (幾浦 武男)	吉川 好香 (生井 倉二)
全 六月三十日 北相馬郡北文間村	

一 調査員の受持區域が

百數十町歩の廣さ

手當は年額七十圓で縣下最高

糸の古町へ



◆……古河町より

◆三國橋を望む……◆

縣の西南隅にある商工都市古河、糸の町古河は其の殷賑や市街地區と交通文化等から見て確に近代都市といふ事が出来る。其の位置が渡良瀬川に臨む三國橋を隔て、西は埼玉縣北埼玉郡川邊村、栃木縣下都賀郡藤岡町に接し、北は栃木縣下都賀郡野木村に隣り本縣の地続きは南の猿島郡新郷村と東の同郡勝鹿村だけである。東北本線による鐵道の便と、東武電車による東京、日光への交通路とは何れも一時間内外で目的地に達するの

で縣廳所在地の水戸へ三時間もかゝるのから見れば夕食後映畫見物に淺草へ出かけられる古河町の人達が近代文化に恵まれてゐる事はいふ迄もない。併し一面には茨城縣の重要都市だといふ感じが薄いのは止むを得ない。實際商取引などは栃木縣關係が第一で手紙などは栃木縣古河町と誓いた方が通りがよいといふ嘘の様な實話もある位で、その次は埼玉縣で茨城縣が最下位にあるのだ。陸路東京へは十六里、栃木縣廳へは九里、茨城縣廳へは二十三里といふのだから止むを得ない話であらう。鐵道に、汽車に、自動車に、渡良瀬川の水運に、それこそ四通八達の便に恵まれ商工業の隆昌から近代都市として素晴らしい發展を見てゐる古河町には恐らく縣下で嚆矢だらうと思はれる營養配給施設の試みさへあり又男女兒童を尋常一年から區別して教育する縣下唯一の機構を備へて實施して居るといふ新らしさがある。併し又一面を觀れば昔しの日光街道にあつた宿場女郎屋が今は第四號國道と改められ古河

町目貫の通りに

◆……近代式な舗装……◆

をされた兩側に昔乍らの格子作りで遊廓といふをさへ許さぬ宿場女郎屋そのまゝの姿を遺し今以て振はぬ營業を續けて居る、カフエーやビリヤードと軒を並べて居る宿場女郎屋の奇觀は一吋他には見られないものではあるまいか。古河町は古くは「許我」又は「枕河の里」といはれ一部落に過ぎなかつたが渡良瀬川に沿つた交通樞要の地を占めたので大同、承和の頃から農民の移住者が多く今日の市街地を形成する因を爲したといはれてゐる。應安の頃山ノ内上杉の庶流で左近將監といはれた人が古河城主となり、至徳の頃には鎌倉公方の領地となり、其の後足利利成が古河城に據つて古河公方と稱し大いに關東に武威を張り當時の古河は小鎌倉の觀があり、諸侯の陣屋、塔堂が薨を並べた殷賑さであつたと傳へられてゐる。豊臣秀吉が天下を平定し關東の地を徳川家康に與へ、古河も亦家康の領となり、土井大炊頭が八萬石で代々此の地に封ぜられたが翌五年印幡縣第一區となり、明治四年廢藩置縣の際古河縣が置かれたが翌五年印幡縣第一區となり、明治六年には千葉縣西葛飾郡に編入され、翌七年五月茨城縣の管轄に屬し明治二十九年西葛飾郡が廢されて現在の猿島郡となつた。明治二十二年町制を布き現町長平野基助氏まで十二代に及んでゐる。現在

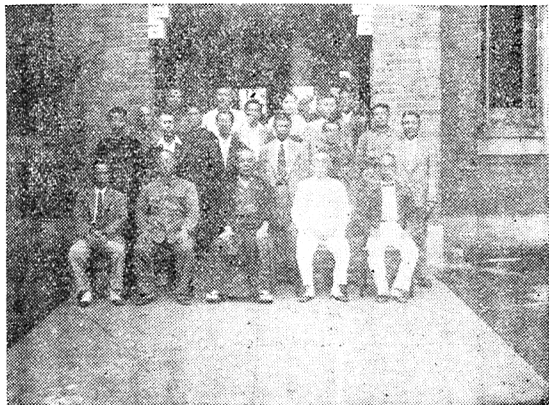
の町役場は

△第一課(庶務、戸籍、産業組合、土木)課長書記江田泰吉、同岩松正賢、雇田丸和夫、同和井田吉三、同船橋彌一郎△第二課(兵事、衛生、學事、社會、勸業)課長主事黒崎和正、書記宇井伴司、同森茂右衛門、同橋本吉藏、雇廣澤時子△第三課(財務、土地、滯納整理)課長主事黒崎和正、書記小久保勝世、同田宮常吉、同河村滋雄、同大澤伊三郎、雇飯田安治、同長濱正夫、書記福島可雄△第四課(會計)課長收入役鷹見鐵太郎、書記吉井寅次郎△職業紹介所書記秋山惣右衛門、囑託方面委員電省察、同永井政逸、同尾上清昌、同野川文助

といふ顔觸れである。昭和十二年度古河町豫算は經常部十一萬八千六百三十三圓、臨時部三萬六百二十五圓、計十四萬八千六百八十八圓で教育施設としては縣立商業學校、町立實科高等女學校、私立盈科農學校があり小學校は男子及び女子二校に分れてゐる事は前にも記した通りで之等の外に青年學校、私立幼稚園、町立簡易圖書館がある。古河町消防組は組頭以下百九名の組員があり自動車ポンプ七臺を有し外に警備隊、義勇消防隊があつて訓練施設共に優れ昭和七年大日本消防協會から全國に於ける優良消防組として内務大臣から表彰を受けてゐる。十餘年前迄は

◆……政黨色が濃厚に……◆

自治体に浸潤して町會などでも事毎に對峙抗争を続け傷害沙汰まで續出した程であつたが現在は其の非を覺つて協調圓滿な運行を見、町營施設として屠場、火葬場、塵芥處理等があり人口にも昭和十年には男九千三十四人、女一萬一千六百八十二人、計二萬百九十四人（戸數三千八百十二戸）を有しをろ（市制施行の準備を進めて居る程である。生産物は何といつても生糸が第一位を占め製糸工場として飯島雷輔氏（二工場約千二百釜）須藤藤之助氏（二工場約八百釜）の外大和屋製糸、丸萬製糸、丸善、大橋渡邊、山萬、丸大、昭和等の製糸工場があり、總計で釜數は約二千五百釜、従業員二千七百九十九名、生糸年産機械製糸十四萬四千九百九十一貫（七百五萬三千餘圓）座繰一萬一千七百七十四貫（七萬六千四百九圓）に達する豪勢である。其の他の主なるものを挙げれば



（寫眞說明）前右列 黒崎・長野・平野・野村・三浦・伊藤・光崎
 右列 森・大・河・宇・次
 中列 田・宮・村・井
 左列 田・橋・飯・保
 見・本・田・久
 應・右・橋・田・小
 吉・右・本・田・丸
 井・長・岩

清酒七百五十石（六萬七千五百圓）醬油
 五千二百石（十萬四千圓）麵類一萬三千三百三十五貫（一萬三千三百三十五圓）水粳米一千百十四石（三萬一千六百四圓）陸粳米一千四百五十五石（三萬六千六百六十六圓）陸粳米二千三百三十五石（五

萬四千二百二十二圓）大麥五千三百五十五石（五萬八千四百七十七圓）小麥一千八百六十石（四萬八千三百圓）粟六百六十九石（七千四百九十三圓）甘藷九萬五千七百八十八貫（八千六百十五圓）春藪一千三百五十五貫六千四百八十七圓）夏秋藪一千九百五十一貫（八千四百四十五圓）

之等の生産、集散、人口等凡ての調査は他町村と些か趣を異にし僅か三名の統計調査員によつて取扱はれてゐる。

は田二十九町歩、畑百五十三町歩、第三區は田八町歩、畑百十二町歩といふ廣い面積で他町村の調査受持區とは比較にもならぬものである。だから春季調査とか米收穫豫想とかの時には一週間も二週間も連続的に凡てを打ち棄て、かゝらなければ間に合はない。或る期間は統計調査が本業になつて了るのである。従つて古河町は

◆……統計調査員の優遇……◆

に就ては相當に考慮し手當なども米生産統計を加へると年額一人に對し七十圓を支給し其の額に於て縣下最高のものである。斯ういふ制度に就ては相當考慮の余地はあらうが平野町長は

統計調査は或る種の技術經驗を要するので永く勤続し得るものでなければ駄目です、現在の町村財政としては手當なども思ふ様に支給されないから出來得れば恒産を有する人であつて欲しい、調査員の地位を向上し權威ある調査をすることが統計を確實正鵠なものにする所以ではありますまいか

と意見を述べた。古河町の調査員は統計功勞者として昭和十年縣統計協會から表彰された森主任書記の監督指導によつて手に余る程の廣い面積を受持ち忙しい調査に従ひ年十回以上の集會打合せをして他に劣らぬ成績をあげてゐるのである古河町が産んだ兄弟立志傳の主人公藤懸靜也文學博士と令弟

種別	移出數量	移入數量
米類	三、六一五	一七、七
麥類	一四、〇〇〇	一〇、九
大豆類	二七	五二、八
雜穀類	八〇六	七、六
甘藷類	五六八	三五
蔬菜類	一、八八七	五、一
果實類	一七三	四二、九
木材類	二三八	一、一六五
石炭	一	二、七二二
石油	六五	一、四四六
醬油	四一八	一七、一三〇
茶葉	二四八	三五、四
煙草	一、六〇三	一四、一
肥料類	一一二	七、五、六
現在	九七二	一六、五〇八

調査區	就任年月	氏名	年齢
第一區	本年三月	阿部 滿	二五
第二區	昭和二年五月	野本 龜之助	五九
第三區	同	七五三掛六之丞	四九

以上の三氏で第一區は田二十四町歩、畑百十八町歩、第二區

軍醫中將藤懸廣氏や陸軍中將竹上常三郎氏は何れも現在それ
 々々活躍して居るので今更紹介するまでもあるまい。長谷寺
 管長大僧正小林正盛師の遷化は出生地古河町の損失ばかりで
 なく我が國佛教界の爲に惜みても余りある次第である。古河
 町附近の渡良瀬川沿岸は鮒、鰻、鯉、ヤマメなどの漁場とし
 て都人士を喜ばせるばかりでなく秋の狩獵期には鴨、鶉など
 の獵場として多數のハンターが押寄せて来る。近郊にある熊
 澤蕃山の墓や靜御前が義経を慕つて此所まで來たが其の死を

聞いて如何せばやと思案したといふ傳説によつて名づけられ
 た思案橋といふ靜御前の遺蹟等は兎に角として提灯祭のラヂ
 オ實況放送によつて有名になつた郷社雀神社に參拜しての歸
 途古河女子校長大島章氏の名札を認め久し振りに邂逅した事
 は望外の幸であつた。併し歡談も僅か十分余、汽車の時間に
 促されて午後五時五十五分古河驛から乗り込み小山驛の乗替
 へ待合せも行きの一時間余といふ馬鹿々々しさも味はず午後
 八時半には家に辿り着く事が出來た。

縣

の

下

昭和十二年六月末日現在に於ける縣下の鶯飼養戸数は總數五百四十一戸で前年に比し百八十戸を減じた、之
 を飼養羽數別に觀れば十羽未満四百五十九戸、十羽以上五十羽未満七十二戸、五十羽以上十戸である。鶯羽數
 は總羽數五千二百三十五羽で前年に比し千四百七十三羽を減じ、價額は三千四百三十五圓で前年に比し六百二
 十四圓を減じた、總羽數を成鶯、雛に區別すれば成鶯三千三百三羽、雛千九百三十二羽で更に成鶯を雌雄別に
 觀れば雌二千五百八十二羽、雄七百二十一羽である。産卵數は自昭和十一年七月一日至昭和十二年六月末日の
 一箇年に於て總數二十六萬八千七百二十六箇價額七千六百六十圓である。



實務 道場 統計 調査 の 葉

米生産統計の

調査方法が改正さる

豊穰の秋に嬉しい便り

秋風立ちていよ／＼農家のみのりの
 秋も來た。今年陸稻には早害があつ
 たが水稲には申し分なしの好氣候、そ
 れに暴風期に入つたのに風らしい風も
 吹かず、田の面は早稻は實り、黄金の
 波を漂はせて早きは既に刈り取られ、
 中稻は低く青き頭をたれてみのりの準
 備を終り、晚稻ばかりが開花を過ぎた
 たのみで今後の天候に支配されること
 となつた。

今や農村は幾多の働き人を彼の地に
 送り、さなきだに忙しき此の季節を勞
 力不足で悩まされることであらうが、
 我が神風に抗する暴風もなく、村人の
 協力に依り仕事も順調に進んで見事な
 豊年を迎ふる事であらう。

此の米の調査も統計調査員に依り本
 月始めから實施されるが其の順序は次
 の通りで、本年からは農林省は各府縣
 の希望に依り調査に用ふる基準票と調

査票とを一票を以て兼用することゝな
 り、農家が他調査區に跨り作付をしな
 い場合には、改めて調査票を作製せず
 基準票を其の儘使用すると云ふ方法を
 取ることゝなつた。

勿論他調査區に跨り作付をするもの
 が非常に多いから、前記の如く簡易化
 されるものゝ數は少いことであらうが
 兎に角幾分でも簡易化されることは望
 ましいことで、斯の如き方法が採用さ
 れるに至つたことは一の進歩と云ふべ
 きである更に切望するのは本縣で昨年
 要望した本縣で使用の補助票を基準票
 に代用することを採用することである
 が、これも遠からず容認されるものと
 して期待してゐる。

米生産統計調査方法

一、作付反別の調査

作付反別の調査は細則にも示してある如
 く八月中には之を完了する事になつてゐ
 ますが、萬一調査員の事故等の爲に完了

しない町村に在つても九月二十日迄には本調査の完璧を期し、米第一回豫想收穫高報告の時は正確な作付反別を報告せらるゝ様特に注意を要します。

一、坪刈調査及一反歩收穫高の決定

一反歩收穫高を調査するに當つては先づ以て坪刈を行ひ各作物毎に之が收量を調べるのであるが此の際は實驗する事を忘らぬ様せられたい。

此の場合には水稻、陸稻の稗米、糯米毎に上中下の三段階級に坪刈標準地を選んで坪刈を行ひ、之を乾燥の上稻扱機にかけ、収容量を調査し、更に脱穀機にかけて玄米の容量及収摺歩合を調査の上、坪刈成績表に記入するのである。但し此の坪刈の成績は慎重に決しても單なる坪刈の成績で必ずしも一反歩收穫高を此の成績に依り決定する事は出来ない。勿論決定の資料であるから此れを三百倍して一反歩收穫高を得らるゝ如き適當なる地を選定することは誠に結構なことであるが果してそんな土地を選定出来たかどうかは疑問であるから此の坪刈を基礎として精農者其の他の意見を徴して決定する様

にして頂きたい。

一、米生産統計基準票の作成

基準票は爰に調査した作付反別（水、陸稻の稗米、糯米別上中下の三段に調査したるもの）を各農家毎に補助表に依つて之を取纏め、其の合計反別を移記し、各一段歩收穫高を乗じて作成するのであるが、本年度よりは爰に各市町村へ通牒して置いた如く基準票と調査票を同一票に合したるものを以て調査作成することに改正されたから此の点特に注意せられたい。

一、基準票の送付及受領

基準票の送付、受領の方法は従來と同様であるが、此處で注意することは基準票として作成したるものが、交換に關係のない農家の分と入作の分は之を引續き調査票として使用し、又基準票の交換を受けた農家の分にして若し一票なる時は之を引續き調査票として使用し、數票なる時は之が合算の分を以て引續き調査票として使用するものですから、基準票として各市町村に保存されるのは單に基準票のみ使用した分だけです。

一、米生産統計調査票の作成

以上の手續を経て基準票の交換を行った時は之を農家毎に區分し、農家で基準票一票の時は調査票として之を其の儘使用し、基準票が數票に亘る時は之を合算して調査票を作成の上其の反別より得た收穫を玄米で各農家より聴取するか、又後には記入せしむるかの方法を以て調査して其の收穫高と算出收穫高（玄米）の計とを比較對照し、更に各種の事情を顧慮して收穫高審査欄へ決定記入するのである。

一、調査區結果表の作成

右の調査を了へ之が整理を遂げたならば、其の作付反別及收穫高審査欄の數字を合計して調査區結果表を作成した後に署名捺印するのであるが、今迄の例を見るに誤記誤算等が非常に多いから特に檢算を嚴にする事が肝要である。又表中基準票の枚數欄へは單に基準票にのみ使用した分を記入し、引續き調査票として使用した枚數を調査票枚數欄へ記入せられたい。

園藝農産物果實ノ三

（市町村報告期九月末日限）

園藝農産物果實ノ三（ウメ、モモ、オウトウ、ビワ）は農林省統計報告規則取扱細則の夏季調査に屬するもので果樹園の部と果樹園以外の部とに分けて調査するので果樹園の調査は果樹園毎に調査し果樹以外の部は各作人別に調査するのであります。又樹數は收穫の目的を以て栽培したるもので且結實の樹令に達したるもののみ調査するのであります。收穫高は梅のみは枿（何升何合）で調査し、他は何れも貫で調査し、一本當の收穫高や單價等に注意し前年に比し著しく相違の時は備考に必ず説明を願ひます。

園藝農産物蔬菜及

花卉の二

（市町村報告期十一月十五日限）

本表の作付反別は農産物調査方法

（夏季調査）に基いて調査員が耕地一筆

毎に實地踏査して得た結果を整理集計して作成した夏季調査集計表に依り計上し、收穫高は第一八乙號收穫高決定書に記載の一段歩收穫高に該當段別を夫々乗じて算出するのであります。尙一段歩收穫高は無收穫段別を控除しない作付反別を以て收穫高を除したる商を記載し、又單價は調査上一般注意に依り生産季節に於ける其の地方市場卸賣平均價格に依るのであります。

收穫高の單位はインゲンマメは石、ハナユリは個、他は貫を以て單位とし又インゲンマメは未成熟のものを茨の儘食用に供するものが相當あります。之は成熟した時の數量に換算して調査するのであります。

人口靜態統計表作成

に就て

（市町村報告期十一月二十日限）

毎年十月一日現在で調査せらるる人

口靜態統計表は、大正十一年十二月本縣訓令甲第三十七號人口統計材料表取扱手續に依つて本籍人口を戶籍簿で調べ、尙其の外出入寄留者は公簿の外實地に調査し、在陸海軍部隊、艦船者、在監者、内地外又は外國居住者、若くは所在不明者などで十月三十一日まで判明せる者を加除して調べるのであります。

本表「出の部」は本市町村の本籍人口中本市町村外に在る者の數、「入の部」は本市町村内に本籍を有せざる者に就て本市町村に寄留する者の數を調査の期日に於ける現在に依つて其の十月三十一日迄に知り得るものを調べるのであります。本市町村に住所寄留をなす者で更に他市町村へ住所外寄留を爲す者は本表中何れの項へも計上せず「附表第一」へのみ計上するのであります。在陸海軍部隊艦船は現に入營中の者及陸海軍學校生徒を計上するのです。在監者は受刑者、刑事被告人、留置場

拘留者などを計上するのであります。

又在樺太は同島中帝國の領土に居住するものを掲げ露領にあるものは在外國に掲ぐるのです。關東州は旅順、金州、大連の三民政署管内に在るものを掲げ他は外國に掲ぐるのです。不詳は未だ除籍の済まない行衛不明、又は失踪の様なもの掲ぐるのであります。道府縣外よりの欄に記入した數字は更に「附表第二」へ再掲するものに付注意を要します。

現住人口は本籍人口に本市町村へ寄留者を加へ出の部の總計を除きたるものであります。現住戸數は一世帯をなす竈數で、戸籍に依る戸主數ではないのです。尙備考には調査の方法及前年に對比し著しい差異のあるときは必ず具体的説明をせらるる様にせられたる。本籍人口異動明細表は出生、死亡、婚姻、離婚の各表は動態調査票の出票數を計上する向がありますが、右は前年の十月二日より本年十月一日迄の異動を掲ぐるのであります。即ち右票中前年十月一日以前の事實で其の月末迄に知り得たものを除き更に本年十月一日以前の事實を其の月末迄に知り得たるものを記上するのでありますから誤りなき様にせられたい。

米第二回豫想收穫高

(市町村報告期十一月三日限)

本表は十月末日現在を以て調査の上十一月三日迄に縣廳へ報告書が到達する様報告することになつてゐますから報告期限を嚴守して頂きたい。若し何かの事情で期限迄に報告書が到達しない見込の場合には先づ電信、電話等で速報せられたい。

豫想收穫高の調査方法は米第一回豫想收穫高と大体同様でありますから本誌七月號の實務道場記事参照の上調査上遺憾なきを期せられたい。備考欄へは米第一回豫想收穫高に比し増減の事由を數字を以て説明する外氣候の適否

用水の過不足、施肥の多少、發育の經過及び病虫、風水、旱害の有無等を必ず記載する様にせられたい。

一反歩收穫高並單價

夏期收穫の主なる作物の昭和十一年に於ける縣平均の反當收量並單價前號の續きを左に掲ぐ

食用農産物	反當	單價
大豆	〇・八八〇合	一五・八七錢
小豆	〇・六九九	一八・八七
トウモロコシ	一・六八七	八・〇五
サツマイモ	三六一貫	〇・〇九
園藝農産物蔬菜及花卉		
キウリ	反當 四一四貫	單價 一一錢
シロウリ	三四〇	一一
カボチャ	三七九	一一
マクワウリ	三一五	一四
ナス	三七八	一〇
トマト	四一二	一一
スイカ	五五三	一〇
サトイモ	三五七	一二

工藝農産物	反當	單價
ハナユリ	六、〇二七個	二錢
ラクカセイ	三八〇斤	八
コンニャクイモ	一九〇貫	六三錢
イ	七九四合	二二・七八

コウゾ	三〇貫	一・六七錢
ミツマタ	六〇	八四
ハツカ	八九	三三
ミワタ	二三	九〇
コリヤナギ	四三	二四
タイマ	一〇	三・〇〇

ラミ	一三貫	一・八二錢
キ	一九八	二二
ヘチマ	二、一九一個	三
ハアイ	三一貫	六〇
ジョチュウウギク	四	三・〇〇

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

昭和十二年六月二十四日久慈郡黒澤村	本多 清壽 (戸邊 包久)	横田 琴悦 (横田 寛市郎)	鳥羽 貞治 (中津治郎右衛門)
鈴木 好一 (齋 藤 基)	大槻 直之助 (大槻 千代松)	全	根本 高二 (黒田 忠治)
全	早瀬 傳一郎 (鈴木 岩太郎)	中島 久三郎 (小 島 武)	黒田 藏之助 (黒田 惠兒)
浅尾 浅之助 (小泉 清作)	荒井 騰 (大林 哲)	全	齋藤 元次 (永長 高之助)
諏訪 原博 (高橋 仁兵衛)	栗原 八十八 (新 小 鱗)	大槻 直之助 (大槻 千代松)	川崎 美濃壽 (川崎 龜松)
宮本 善治 (大久保 一)	永盛 伊門 (杉山 昇壽)	全	全
吉田 源之助 (吉田 金四郎)	大津 仁 (川松 泰治)	早瀬 傳一郎 (鈴木 岩太郎)	橋本 福壽 (橋本 市太郎)
全	全	荒井 騰 (大林 哲)	全
大貫 麻太郎 (川上 五松)	武 田 彰 (武田 熊吉)	栗原 八十八 (新 小 鱗)	萩原 正直 (潮田 源一)
梶間 丑松 (梶間 作次郎)	全	永盛 伊門 (杉山 昇壽)	全
全	全	大津 仁 (川松 泰治)	植田 六郎 (井坂 榮吉)
岡野 庄太郎 (横田 誠一郎)	全	武 田 彰 (武田 熊吉)	海老澤繁之助 (海老澤 龍)
		全	加納 萬吉 (磯邊 忠信)